

## 就学援助制度のご案内

七飯町教育委員会

七飯町では、経済的な理由により小学校、中学校及び義務教育学校への就学が困難な世帯に対して、学用品費や給食費、修学旅行費などの就学に要する費用の援助を行っております。

就学援助を希望される方は、下記内容をご確認のうえ、申請してください。

### ○支給対象

町民税非課税世帯や児童扶養手当を受給されている世帯など、経済的な理由によりお子さまを就学させることが困難な町内在住の世帯。

### ○支給内容

学用品費、新入学児童生徒学用品費、給食費、修学旅行・宿泊研修費等

※新入学児童生徒学用品費については、毎年1月頃に事前受給の申請を受付しています。

### ○申請方法

就学援助費受給申請書に記入し、必要書類と併せてお子さまの通われる学校に提出してください。なお、申請書がお手元にない場合は、学校へお問合せください。

#### 提出書類

1. 就学援助費受給申請書
2. 収入を証明する書類（注1）
3. 振込先口座が確認できる通帳の写し（注2）

#### （注1）収入を証明する書類

- ・同居者全員分（住民票上別世帯でも同一住所の方全員分）の前年1月～12月までの収入がわかる書類を添付願います。パートやアルバイト、年金なども含みます。
- ・前年分所得が未申告の場合は、必ず申告が必要です。すでに勤務先にて年末調整、確定申告をされている方は、改めて申告する必要はありません。

#### （注2）振込先口座が確認できる通帳の写し

- ・昨年度から継続して受給申請する方は、できる限り昨年度と同様の口座を指定願います。その場合は、添付不要となりますが、口座が変更となる場合は添付してください。

※小学校と中学校など、兄弟姉妹が別の学校に通われる場合、学校ごとに提出が必要です。

※書類に不備があると認定の手続きができません。

### ○申請期日・審査結果

#### 当初申請

- ・各学校で提出期限（2月下旬から3月上旬頃）が設けられていますのでご確認ください。認定の場合は、基本的に年度当初からの認定になります。認定結果は、4月下旬から5月中旬頃までに、学校を通じてお知らせします。

#### 当初申請の提出期限以降の申請

- ・申請は随時受け付けています。認定の場合は、申請した月からの援助費支給となります。認定結果は、申請した月の翌月中旬頃に、学校を通じてお知らせします。

## ○認定となるための収入基準（参考）

世帯構成 (例)	世帯人数	2人	3人		4人		5人	6人
	世帯主	母(32歳)	父(35歳)	父(38歳)	父(36歳)	父(40歳)	父(42歳)	父(33歳)
	子(小1)	母(32歳)	母(36歳)	母(34歳)	母(36歳)	母(38歳)	母(32歳)	
		子(小3)	子(中1)	子(小4)	子(中1)	子(中3)	子(小3)	
				子(4歳)	子(小5)	子(小6)	子(4歳)	
						子(5歳)	祖父(66歳)	
							祖母(65歳)	
世帯収入の目安額 (単位:円)		2,300,000	2,600,000	2,772,800	3,038,400	3,348,800	3,764,800	4,020,800

※表の目安額は世帯主のみ収入がある場合です。

※表の目安額は世帯構成・年齢等により異なり、認定とならない場合もあります。あくまでも  
**目安としてご覧ください。**

※同居している方全員を、同一世帯として取り扱います。また、単身赴任などにより、同じ家  
には住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も同一世帯に含みます。

※二世帯住宅等で同居者と生計が別の場合は、それを証明する書類として、電気・ガス・水道  
料金の検針票や領収書のコピーを添付してください。

## ○その他留意事項

- ・前年度に就学援助を受けられている方も、毎年申請が必要になります。
- ・新入学児童生徒学用品費の事前受給を受けている場合であっても、給食費等その他の援助を受けるには、「就学援助費受給申請書」等の提出が必要となります。
- ・生活保護を受けている方は、申請する必要はありません。
- ・転入や離婚等により世帯状況が変わられた方など申請希望がある場合は、学校にお申し出ください。
- ・転出や世帯収入の変更等により認定が取消しとなる場合には、就学援助費の全部又は一部を返還していただくことがあります。

## ○変更の手続きについて

下記に該当する場合は、「変更届」の提出が必要となりますので、学校にお申し出ください。

- ・振込先の口座変更や口座名義が変更になった場合
- ・住所変更になった場合
- ・転校があった場合
- ・生活保護の開始があった場合
- ・結婚、離婚などにより世帯構成員の変更があった場合 など

就学援助制度についてご不明点等ございましたら、お子さまの通われる学校又は学校教育課  
教育支援係（電話番号：0138-66-2067）までお問い合わせください。